

岐腎協事務局だよい

患者のための、患者による組織です。

自立支援医療（更生・育成医療）の更新は、年1回です。

2022年6月NO.100号

忘れてないですか？よろしくお願いします。

自立支援医療（更生・育成医療）は、【公費負担】です。

- ・障害者・児の身体障害を軽減させる目的で受ける医療について、血液透析やCAPDを受けた場合の自己負担分を国の制度で助成します。但し世帯所得により自己負担があります。
- ・助成を受けるには身体障害者手帳の交付を受け、治療を受ける医療機関が自立支援医療機関の指定を受けていることが必要です。
- ・原則一割負担ですが、低所得者に関しては一定軽減処置がされており、透析や移植など長期に治療が必要な疾患には、「重度かつ継続」という名称で、更に軽減される経過措置がとられています。
- ・小児慢性特定疾病治療研究事業
18歳未満（20歳まで延長可能）の透析患者はこの制度でも医療費の助成が受けられます。
- 【手続き】毎年の更新手続きを忘れないようにしましょう。
- ・意見書（医師が記載）などを添えて、保健所や福祉課窓口で申請します。
- ・世帯所得や本人の収入額によって1か月の自己負担があります。

【身体障害者手帳】【腎移植後の身体障害者手帳の取り扱い】【医療保険の長期高額疾病（特定疾病）】

【公費負担】【障害者医療費助成制度】

以上の制度を利用して

例：65歳未満、市区町村民税額（所得割）3万3千円未満の課税世帯の透析患者さん（自立支援医療費
自己負担限度額5,000円）の場合

1か月の透析治療費 400,000円

医療保険(高額療養制度)による給付	特定疾病
390,000円	10,000円

特定疾病 10,000円について		
自立支援医療による給付		福祉医療費助成制度(県単事業)
5,000円(国の負担)		5,000円(岐阜県・市町村負担)
2,500円(県)	2,500円(市町村)	

特定疾病 10,000円について	
5,000円(岐阜県)	5,000円(市町村)

自立支援医療（更生・育成医療）は、国の負担になります。上記表を見てわかるように岐阜県においては自己負担が無いのですが特定疾病10,000円について岐阜県と市町村の負担分が半額になります。岐阜県・市町村の財政を助けることにより、福祉医療費助成制度の継続に繋がります。新規・更新の手続きを宜しくお願いします。

1

特定非営利活動 岐阜県腎臓病協議会

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館 3階
TEL 058-214-2497 FAX 058-214-2498 E-mail npo@gijinkyo.jp



新型コロナウイルス 4回目ワクチン接種について

【接種が受けられる期間】

接種を行う期間は、令和4年5月25日～令和4年9月30日までの予定です。

【接種の対象】

新型コロナワクチンの4回目の接種の対象は、3回目接種又はそれに相当する接種から5か月以上が経過した下記の方です。

- 1) 60歳以上の方
- 2) 18歳以上60歳未満で
 - ・基礎疾患を有する方
 - ・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

【接種を受けるための手続き】

- ・60歳以上の方

3回目と同じ流れです。

- 1・市町村から4回目接種用の「接種権」と「新型コロナワクチン4回目接種のお知らせ」が届きます。
(※1) (※2)
- 2・ワクチンを受ける事が出来る医療機関や接種会場をお探し下さい。(接種が受けられる場所を参照)
- 3・電話やインターネットで予約をして下さい。
- 4・ワクチンを受ける際には、市町村より郵送される「封筒の中身一式」(※3)と「本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)」をお持ちください。
- 5・当日は、速やかに肩を出せる服装でお越しください。

(※1) 4回目接種の接種券発送スケジュールや予約受付開始時間などは、市町村により異なることがあります。

(※2) 次のような例に該当し、3回目接種を完了した日から5か月以上たっていても接種券が届いていない方は、現在お住いの市町村に個別にお問い合わせいただくか、『コロナワクチンナビ』で接種券発行申請を行って下さい(6月中旬開始予定)。なお、『コロナワクチンナビ』で申請を受けつけてない市町村もあります。

《例》・1～3回目接種の後に転居された方

- ・海外在留邦人向け新型コロナワクチン接種事業で3回目の接種を受けた方
- ・在日米軍従業員接種で3回目接種を受けた方
- ・製薬メーカーの治療等で3回目接種を受けた方
- ・海外で3回目接種を受けた方

(※3) 封筒には、「接種券が印字された予診票」と「予防接種済証」の用紙が同封されています。どちらも忘れずにお持ちください。「接種券」と「予防接種済証」が一つにまとまっているものもあります。

【60歳未満のかたで、接種対象となる方】(接種の対象を参照)

1～3回接種では、接種対象者に対し、お住いの市町村から接種券が等が送付されましたが、4回目接種の場合は、接種券の配布方法が自治体により異なります。お住いの市町村からのお知らせをよく確認下さい。

※一部の自治体においては、今後、コロナワクチンでも4回目接種用の接種券の発行申請が可能になる予定です。

接種時には1～3回目接種と同様、下記の書類等を忘れずにお持ちください。

- ・接種券一式
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証)

【接種を受ける際の費用】

全額公費で行う為、無料で接種できます。

以上厚労省ホームページより